

令和8年（2026年）6月3日（水）

報道関係各位



起業も、第二創業も！「新たなビジネスモデルの創出」を支援！ 多様な挑戦を応援する「ベンチャー企業創出事業」募集中！

公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）では、「新たなビジネスモデルの創出」に向けた独創的な挑戦を支援するため、「ベンチャー企業創出事業」で挑戦する企業を募集します。

本事業では、デジタル分野のスタートアップのみならず、第二創業として、本業の差別化された強みを活かして新事業・新分野へ挑戦するベンチャー性の高い事業も、強力に後押しします。

また、起業や第二創業に向けた準備を進めるみなさまが気軽に相談できる窓口「NICO スタートアップカフェ（<https://www.nico.or.jp/sien/senmonka/32127/>）」で、本補助金に関するお問い合わせを随時受付しております。地域経済の活性化につながる本プロジェクトを、ぜひ貴媒体のニュースや特集企画等でご紹介くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象事業・助成金額

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 対象事業 | 自らの独創的な技術やアイデアをもとに、次に掲げる成果が期待される事業。 (1) 県内企業の活性化につながるもの (2) 県内において新たな雇用を創出するもの (3) 県内経済の向上に対し著しい効果が見込まれるもの |
| 助成金額・助成率 | 500万円以内 助成対象経費の2/3以内 |

2. 助成対象事業者：次のいずれかに該当する者

- (1) 創業事業計画に基づき県内で創業する者（**第二創業を含む**）。
- (2) 県内に本社があり、創業事業計画に基づく事業を営み、決算を5期終えていない中小企業者。

3. 参考：「第二創業」による本補助金の活用イメージ

- (例) 製造業 → 積み上げた知見や技術（職人技など）を、テックを活用し新商材・サービスに昇華。新たな市場を作り出す。
- (例) 卸売業 → テックや先進的な知見を活用し、新潟名物の新たなニーズを開拓。物流・商流（販売先）・情報発信を含めた新ビジネスを確立する。

【別紙】ベンチャー企業創出事業 チラシ

〈この件に関する問い合わせ先〉

(公財) にいがた産業創造機構 起業・創業支援チーム 担当：渡辺（明）
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号「万代島ビル」11階
TEL：025-246-0051（直通） FAX：025-246-0030 E-mail：shinkisogyo@nico.or.jp

令和8年度 『ベンチャー企業創出事業』

創業・第二創業により、独創的な技術やアイデアの事業化に向け挑戦する県内中小企業に対し、事業経費の一部を助成します！

1. 対象事業・助成金額

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 対象事業 | 自らの独創的な技術やアイデアをもとに、次に掲げる成果が期待される事業。 (1) 県内企業の活性化につながるもの (2) 県内において新たな雇用を創出するもの (3) 県内経済の向上に対し著しい効果が見込まれるもの |
| 助成金額 | 500万円以内 |
| 助成率 | 助成対象経費の2/3以内 |
| 助成対象期間 | 交付決定日から最長1年間 |

2. 助成対象事業者

次のいずれかに該当する者が対象となります。

- (1) 創業事業計画に基づき県内で創業する者（第二創業を含む）。
- (2) 県内に本社があり、創業事業計画に基づく事業を営み、決算を5期終えていない中小企業者。

※同一事業計画による、国（独立行政法人を含む）や市町村等の補助金との併用はできません。
 詳細は「募集案内」をご覧ください。

3. 助成対象経費

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 事業拠点開発費 | 事業を「立ち上げ・実装」するための経費 ①機械設備・工具器具等購入費 ②事業所の増改築費 ③各種備品費 ④法人登記費用（印紙・登録免許税除く）⑤通信運搬費 ⑥賃借料 ※不動産の取得に係る費用、新築工事費、解体費、撤去費用等は対象外 |
| 事業促進費 | 事業を「検証・前進」させるための経費 ①原材料費・外注加工費（試作品等に用いるもの） ②委託費 ③広告宣伝費 ④資料購入費 ⑤市場調査費 ⑥専門家謝金 |

※詳細は「募集案内」をご覧ください。

4. 募集期間

令和8年5月19日（火）～令和8年6月16日（火） 17:00 必着

【お問合せ・申請書提出先】

(公財) にいがた産業創造機構 産業創造グループ
 起業・創業支援チーム 渡辺（明）
 〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル11階
 TEL 025-246-0051(直通)

事業詳細・書式はコチラ！

